

社会保障給付費の整理に関する検討会について

1 設置趣旨

「社会保障・税一体改革成案について（平成23年7月1日閣議報告）」において、社会保障給付の整理が求められており、その前提として、社会保障給付費の概念や内容について整理することが求められている。

多岐にわたる社会保障給付費の概念や内容について議論及び整理をするため、学識経験者を参集し、検討を行う。

（参考）**社会保障・税一体改革成案（抄）**（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）

Ⅱ 社会保障費用の推計

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。¹

- 1 2011年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4兆円である。
他方、総務省推計によれば、2011年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込まれる。

2 検討事項

社会保障給付費の集計範囲等について、学術的・統計実務的な観点から検討を行う。

3 委員構成

稲森公嘉	京都大学大学院法学研究科准教授
岩本康志	東京大学大学院経済学研究科教授【座長】
遠藤弘良	東京女子医科大学医学部教授
柏女霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
勝又幸子	国立社会保障・人口問題研究所部長
金井利之	東京大学公共政策大学院教授
新保美香	明治学院大学社会学部教授
土居丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
栃本一三郎	上智大学総合人間科学部教授
林正義	東京大学大学院経済学研究科准教授
山縣然太郎	山梨大学大学院医学部教授
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授

（敬称略・五十音順）

4 開催状況等

平成23年9月14日の第一回会議以降、計3回の会議を経て、平成23年11月29日に「社会保障給付費等の整理に関する方向性」をとりまとめた。

社会保障給付費統計等の整理の方向性

* 社会保障給付費統計の対象範囲について

社会保障給付費統計については、ILO基準に則り、厳密に「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を把握しうる統計となるよう整理を行うこととしてはどうか(財源構成に関わりなく事業の性格のみをもとに判断し、地方単独事業についても、これらに該当するものは統計の対象とする。)

これにより、現在、社会保障給付費統計の対象となっている事業のうち、例えば、社会保障給付の提供を行う者の養成事業のような個人に帰属するとはいえない事業等は対象外となるが、同時に、社会保障をめぐる状況の変化による「給付」の性質の変化についても考慮した上で、対象範囲を再整理してはどうか。

ただし、概念上、上記の対象範囲を適当とするとしても、統計実務的に、これらの数字をいかに把握するか、その把握方法で得られる数字は、統計に用いるだけの精度を有しているか、集計項目に沿った細分化が可能であるか等を検討した上で、実際の集計範囲を定めることが必要。

* 社会保障の全体像の把握について

他方で、社会保障給付費のみならず、我が国における社会保障に要する費用全体を把握することは必要であり、整理後の社会保障給付費統計に含まれないこととなる①事業の実施が義務づけられていない事業、②「個人に帰属する給付」以外の「給付」に類似する事業、③施設整備費等を含めた費用を把握することとしてはどうか。例えば、OECDの社会支出を活用することとしてはどうか。

IL0「社会保障費用調査」における 「社会保障給付費」の定義（ILO 基準）

IL0の「社会保障費用調査」においては、以下の3基準を満たす全ての制度における給付費を、「社会保障給付費」としている。

①機能

制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療
- (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他

②給付の根拠

制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課されるものであること

③給付管理の主体

制度が法令によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること

※管理費、施設整備費は除外される。

日本における社会保障の規模を表す指標

日本で、現在使用されている社会保障の規模を表す指標には以下のようなものがある。

国民経済計算

内閣府が推計しているもので、国民経済計算体系（SNA）の基準に準拠したもの。その中で社会保障に関する支出は「社会給付」という項目であり、「病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転」と定義されている。「現金による社会保障給付」「年金基金による社会給付」「社会扶助給付」「無基金雇用者社会給付」「現物社会移転」、の五つに分類している。

社会保障関係費

国の一般会計予算における社会保障関係の経費をあらわしているもの。「年金医療介護保険給付費」「生活保護費」「社会福祉費」「保健衛生対策費」「雇用労災対策費」から成り、毎年度の予算編成とあわせて、財務省主計局が集計。給付費以外に施設整備費や事務費を含んでいる。

社会保障給付費

国立社会保障・人口問題研究所が、ILO基準に基づいて毎年推計・発表しているもの。給付費のみを含み、管理費等は給付総額には含まれない。

社会支出

国立社会保障・人口問題研究所が社会保障給付費統計の中で、参考としてOECD基準に基づいて毎年推計・発表しているもの。保健や積極的労働市場政策の分野については管理費等を含む。

社会保障関係総費用

総理府社会保障制度審議会事務局が集計・発表していたもので、ILO基準よりも対象となる制度の範囲が広い。給付費以外に施設整備費や事務費を含む。（平成9年度まで算出されていたが、現在は算出されていない）